

一般廃棄物処理業許可基準等要綱

制 定 昭和46年12月
最近改正 令和8年7月13日（資事第 940 号 局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（以下「規則」という。）第24条第1項に規定する一般廃棄物処理業の許可又は事業範囲の変更の許可をする場合の基準として必要な細目を定めるものとする。

（収集運搬を業とする基準）

第2条 収集運搬を業とする場合の必要な人員等の基準は、次のとおりとする。

- （1）横浜市（以下「本市」という。）の一般廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車（以下「運搬車両」という。）1台につき、運転手資格の従業員が1人以上いること。
- （2）市内に事務所を有すること。
- （3）事務所については、使用に対する権利を有することとし、常に連絡が取れる体制を整えていること。

2 収集運搬を業とする場合の運搬車両の基準は、次のとおりとする。

- （1）運搬車両は、1車両あたりの最大積載量が8トン以下であること。また、塵芥車を2台以上保有すること。
- （2）運搬車両は、一般廃棄物、汚水、臭気等が飛散、流出及び漏洩するおそれのない構造であること。ただし、本市が運営する処理施設（焼却工場（鶴見資源化センターを含む。）及び南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場（以下「本市処理施設」という。））に運搬する際は、原則としてダンプ式又は押し出し式であることとする。また、磯子検認所に搬入する際は、吸上車であること。
- （3）運搬車両は、常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。
- （4）運搬車両は、原則として自己所有とし、所有していない車両を運搬車両に用いる場合は、自動車検査証の使用者が申請者であること。
- （5）運搬車両は、本市一般廃棄物収集運搬業の専用車両とし、他の目的と混用しないこと。ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する場合又は次のア～ウをすべて満たす産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物を収集運搬する場合（浄化槽汚泥、し尿を含むビルビット汚泥及びディスポーザ排水処理システム汚泥（以下、「浄化槽汚泥等」という。）を収集運搬するときを除く）はこの限りでない。

ア 神奈川県又は本市による、産業廃棄物収集運搬業許可又は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を有すること。

イ 収集場所、運搬先のいずれも市内であること。

ウ 一般廃棄物と産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）は混載せず、合積

みする場合は異なる架装に積み込むこと。

(6) 運搬車両の色及び表示等詳細は、別紙1「車両表示仕様書」のとおりとする。

ただし、浄化槽汚泥等の運搬車両の表示等の詳細は、横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱のとおりとする。

(7) 緊急又は非常時にやむを得ない理由で代替の運搬車両を使用する場合は、第4号から第6号までによらず、理由を証する書類と併せて事前に申し出ることとし、本市の指示に従うこと。

3 収集運搬を業とする場合の設備基準は、次のとおりとする。

(1) 運搬車両数に適合した車庫を市内に保有すること。

(2) 放流先に支障のない洗車設備（油水分離槽等）を有しているか又は洗車設備を持った特定施設と契約していること。

(3) 車庫については、使用に対する権利を有することとし、周辺環境に配慮すること。

4 収集運搬を業とする場合の器材基準は、次のとおりとする。

(1) 保管、積替容器等（コンテナ等）については、静置又は作業中に一般廃棄物、汚水、臭気等が飛散、流出及び漏洩するおそれがある場合は、荷箱が密閉できる構造であること。

(2) 無蓋車両のシート類は、十分に大きいものを使用し、ロープその他所要付属品（予備品を含む。）を常備すること。

(3) 浄化槽汚泥等の運搬車両等に関する基準は、横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第2条第2項及び第3項の規定のとおりとする。

5 収集運搬を業とする場合の業務内容等の基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域が限定されていない場合の事業区域は、市内全域とすること。

(2) 取り扱う一般廃棄物の種類が限定されていない場合は、原則として本市が収集運搬する一般廃棄物以外とすること。

(3) 一般廃棄物の資源化計画を定め、当該計画に基づき分別収集ができる体制であることとし、本市から請求があったときは、そのことを証明する帳簿書類等を提示することとすること。

(4) 本市処理施設及び神明台ストックヤードへ運搬する際は、ごみ処理施設等搬入事務取扱要綱の規定によるほか、本市の指示に従うこと。

(5) 資源化可能な一般廃棄物等を収集する場合は、本市処理施設及び神明台ストックヤードによらず、全量を資源化施設へ運搬することとし、本市から請求があったときは、そのことを証明する帳簿書類等を提示すること。

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき定める「横浜市一般廃棄物処理実施計画」（以下「処理計画」という。）に適合する収集、運搬を行うこと。

(処分を業とする基準)

第3条 処分を業とする場合の処理施設基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下、「廃棄物処理法施行令」という。）第3条に規定する一般廃棄物の処理基準、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第4条に規定する一般廃棄物処理施設の技術上の基準及び廃棄物処理法施行規則第4条の5に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理基準を遵守し、適正処理できる施設、処分地、器材、人員等を保有すること。
- (2) 横浜市廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱運用基準を遵守している施設であること。
- (3) 関係法令等の諸規則による規制を受ける場合は、その解除（許可等）が得られていること。
- (4) 事業計画書に係る協議の終了通知を受けていること。
- (5) 処理計画に適合する処分を行うこと。

(船舶による業の基準)

第4条 船舶によって、収集、運搬及び処分を業とする場合の船舶基準は、次のとおりとする。

- (1) 保有船舶は、廃棄物の種類、処理量に見合ったもので、その処理に適する諸設備を有すること。
- (2) 航行時及び停船時に廃棄物、臭気、汚水等が飛散、流出及び漏洩しない構造であること。
- (3) 載貨時において、廃棄物、臭気、汚水等が飛散、流出及び漏洩しない構造及び設備を有すること。
- (4) 船舶は、本市が指示する表示をすること。

2 廃棄物の積換場の構造基準は次のとおりとする。

- (1) 載貨時において、廃棄物、臭気、汚水等が飛散、流出及び漏洩しない構造及び設備を有すること。
- (2) 廃棄物の種類に応じ、必要な積込み装置及び水栓を有し、かつ汚水が流出しない構造であること。

3 前2項に定めるもののほか船舶の構造は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）等の関係法令に抵触しないこと。

(遵守事項)

第5条 一般廃棄物処理業に関しての遵守事項は、廃棄物処理法、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44条）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（平成5年2月横浜市規則第5号。以下「規則」という。）並びにごみ処理施設等搬入事務取扱要綱及び交通

関係法規に規定するもの（収集及び運搬を業とする場合に限る。）のほか、次のとおりとする。

- (1) 従業員は、業務中は雇用関係を証明する書類を常時携帯し、本市職員から請求があったときは、その書類を提示すること。
- (2) 許可の有効期間中に本市が実施する一般廃棄物処理業者を対象とした講習会、研修会等を、指示に従って受講すること。
- (3) 本市一般廃棄物処理業において、利益が計上できること。
- (4) 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進を図ること。
- (5) 一般廃棄物処理業務遂行中に事故があったときは、関係法令に基づき適切に対処するとともに、速やかに本市に報告すること。
- (6) 本市処理施設へ搬入する運搬車両の新規登録又は登録済みの車両の色若しくは表示を変更しようとするときは、運搬車両の色及び表示について、事前相談の上、第8条に規定する書類を提出すること。
- (7) 従業員は、本市処理施設に搬入を行う際には搬入する廃棄物の排出場所が分かる書類等を携帯し、本市職員から請求があったときは、その書類等を提示すること。ただし、磯子検認所に搬入を行う際には、磯子検認所職員に搬入する廃棄物の排出場所及び量が分かる書類を提出すること。

（業の許可申請に係る添付書類等）

第6条 規則第21条の規定による業の許可申請又は規則第22条の規定による事業範囲の変更の許可申請に係る書類及び図面（以下、「添付書類等」という。）は、次のとおりとする。ただし、申請に際して官公庁が交付する書類等は、交付日が申請日以前3か月以内のものに限る。

(1) 事業計画書

ア 取扱廃棄物の種類に浄化槽汚泥その他これに類するものを含まない場合

（ア）事業計画書（総括表）（様式1の1）

（イ）事業計画書（個別表）（様式1の2）

イ 取扱廃棄物の種類が浄化槽汚泥その他これに類するもののみの場合

事業計画書（浄化槽汚泥等）（様式1の3）

ウ 取扱廃棄物の種類に浄化槽汚泥その他これに類するものを含む場合

（ア）事業計画書（総括表）（様式1の1）

（イ）事業計画書（個別表）（様式1の2）

（ウ）事業計画書（浄化槽汚泥等）（様式1の3）

- (2) 欠格条項に該当しない旨を証する書類（法人の場合は監査役を含む役員及び廃棄物処理法施行令第4条の7に規定する政令で定める使用人のもの）

ア 誓約書（様式3）

イ 住民票の写し（本籍の記載があるもの）

ウ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として廃棄物処理

法施行規則第2条の2の2に規定する環境省令で定める者ではないことを証する書類

(3) 事業資金及びその調達に係る書類

ア 事業開始資金調書（様式4）（新たに法人を設立した場合又は個人で新たに業を開始する場合）

イ 資産等調書（様式5）（個人の場合）

ウ 直前3か年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（個人の場合）

エ 直前3か年の法人税の納付すべき額、納付済額を証する書類、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（法人の場合）

(4) 従業員名簿（様式6）（一般廃棄物処理業の事務担当者を明示すること。）

(5) 市内の主たる事務所（法人の場合は商業登記されていること。）及び他の事務所（以下「事務所」という。）に係る書類

ア 事務所一覧（様式7の1）（事務所を2か所以上有する場合）

イ 事務所の概要及び案内図（様式7の2）

ウ 事務所の写真（外観及び内部）

エ 事務所の使用権を有することを証する書類（建物所有の場合は登記簿謄本等、建物借用の場合は建物の賃貸借契約書等）

(6) 業務経歴書（様式8）（廃棄物処理法の規定による許可を他に有している場合は、当該許可証の写し等を添付すること。）

(7) 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人の場合。ただし、登記事項証明書の目的欄に一般廃棄物処理業が明記されていること。）

(8) 収集運搬を業とする場合の必要書類

ア 資源化計画書（様式9）（事業の範囲が収集運搬（ごみ（横浜市が収集するものを除く））の場合）

イ 車庫等一覧（様式10の1）（車庫等を2か所以上有する場合）

ウ 車庫等の概要、案内図及び配置図（様式10の2）

エ 車庫等の写真

オ 車庫等の使用権を有することを証する書類（所有の場合は土地の登記簿謄本等、借用の場合は土地の賃貸借契約書等）

カ 運搬車両等一覧（様式11）

キ 運搬車両等の自動車検査証記録事項等の写し

ク 運搬車両等の写真（車両表示、車両番号及び前後左右の4面が確認できるもの）

ケ 洗車設備に係る書類（特定施設等との契約書等並びに所有の場合は使用権を有することを証する書類並びに下水道法（昭和33年法律第79号）及び横浜市下水道条例（昭和48年横浜市条例第37号）に規定する除害施設の設置等の届出書

の写し) 及び写真

(9) 処分を業とする場合の必要書類

ア 処理施設の案内図及び配置図 (様式12)

イ 処理施設の写真 (外観及び内部)

ウ 処理施設の使用権を有することを証する書類 (建物所有の場合は登記簿謄本等、建物借用の場合は建物の賃貸借契約書等)

エ 一般廃棄物の処理工程図

オ 処理施設の一般廃棄物最大保管量計算書

カ 処理施設の各設備及び構造物等の仕様書 (最大処理能力計算書を含む)

(10) その他資源循環局長が必要と認める書類及び図面等

- 2 前項の添付書類が、直近に提出した規則第21条の規定による業の許可申請書若しくは規則第22条の規定による事業範囲の変更許可申請書に添付した添付書類等又は第8条に規定する許可申請事項変更申出書若しくは許可申請事項変更届出書に添付した添付書類等と記載内容に変更がない場合は、前項第3号ウ及びエ、第4号、第5号、第7号 (登記事項証明書を除く)、第8号イ、ウ、エ、オ及びケ (写真を除く) 並びに第9号ア、ウ、エ、オ及びカに定める添付書類等を省略することができる。ただし、資源循環局長が必要と認める添付書類等については、この限りではない。

(許可日)

第7条 規則第21条の規定による許可又は許可の更新を受けようとする者への許可は、各月1日に行うものとする。

(許可申請事項の変更等)

第8条 規則第23条の規定による許可申請事項を変更しようとする者が、浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第36条第1号で、その事業の用に供する施設の能力として規定するもののうち、施設の数量及び処理能力 (最大積載量) を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した次の書類を市長に提出するものとする。この場合において、市長は、その者に承認又は不承認の通知をすることとする。

(1) 許可申請事項変更申出書 (様式13)

(2) 申請書の添付書類等に記載した事項を変更しようとするときは、その添付書類等

- 2 規則第23条の規定による許可申請事項 (前項に掲げるものを除く。) を変更した者は、その旨を記載した次の書類を提出することとする。ただし、その変更が法人にかかるもので、登記事項証明書の添付を必要とする場合は、その登記事項証明書を、当該変更日から30日以内に提出することとする。

(1) 許可申請事項変更届出書 (様式14)

(2) 申請書の添付書類等に記載した事項を変更したときは、その添付書類等

(許可証等の交付)

第9条 市長は、規則第25条第1項又は第2項の規定により許可等をしたときは、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証（様式15）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前条第1項後段の規定により、承認又は不承認をする場合には、横浜市一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）許可事務運用基準（別紙2）に基づき承認をしたときは変更承認書（様式16の1）を、不承認をしたときは変更不承認通知書（様式16の2）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、規則第21条又は第22条の規定による申請書を提出した者に、許可又は不許可の処分をする場合は、その処分内容について記載した指令書を申請者に交付するものとする。

第10条 削除

(事業の廃止等に係る提出書類)

第11条 規則第28条第1項の規定による事業の廃止に係る提出書類は、次のとおりとする。

(1) 事業廃止届出書（様式18）

(2) ／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証（様式15）

(3) 運搬車両ごとの車両確認証及び抹消登録証明書の写し又は写真等（収集、運搬を業とする場合）

(4) その他資源循環局長が必要と認める書類等

2 規則第28条第2項の規定による事業の休止に係る提出書類は、次のとおりとする。

(1) 事業休止届出書（様式19）

(2) ／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証（様式15）

(3) 運搬車両ごとの写真等（収集、運搬を業とする場合）

(4) その他資源循環局長が必要と認める書類等

(事業の実績報告に係る提出書類)

第12条 規則第31条第1項の規定による事業の実績報告を行うときは、事業実績総括報告書（様式20の1）を提出するものとする。

2 規則第31条第2項の規定による事業の実績報告を行うときは、事業実績総括報告書（様式20の1）及び事業実績報告書（様式20の2）を提出するものとする。

(欠格要件に係る提出書類)

第13条 廃棄物処理法施行規則第2条の7に規定する届出書は、欠格要件に係る届出書（様式21）とする。

(再生利用等による特例)

第14条 本市処理施設に一般廃棄物を搬入することがない運搬車両のみを有して業を行う者への許可基準については、第2条第1項第2号、第2項第1号及び第5号、第3

項第1号並びに第5項第1号の規定は適用しない。

2 機械車両を用いた車道清掃に限定して業を行う者への許可基準（当該限定許可の部分に限る。）については、第2条第2項第1号及び第5号の規定は適用しない。

（浄化槽等清掃業に係る特例）

第14条の2 横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱に規定する吸上車両のみを有して業を行う者への許可基準（当該浄化槽清掃業に係る一般廃棄物収集運搬業許可の部分に限る。）については、第2条第2項第1号、第4項第2号及び第5項第3号から第5号までの規定は適用しない。

（委任）

第15条 本要綱に定めのない事項については、別に資源循環局長が定めるところによる。

（雑則）

第16条 前各条の定めにかかわらず、資源循環局長が必要と認めるときは、前各条の基準を付加することができる。

附則

（施行期日）

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は平成17年2月4日から施行する。

（適用）

この要綱は平成17年4月1日から適用する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日から適用する。

附則

（施行期日）

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附則

（適用）

この要綱は平成18年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日前から適用する。

附則

(適用)

この要綱は平成19年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日前から適用する。

附則

(適用)

この要綱は平成20年9月1日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日前から適用する。

附則

(適用)

この要綱は平成31年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日前から適用する。

附則

(適用)

この要綱は令和元年5月1日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日前から適用する。

附則

(適用)

- 1 この要綱は令和元年12月14日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日前から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の一般廃棄物処理業許可基準等要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(適用)

- 1 この要綱は令和3年9月30日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日前から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の一般廃棄物処理業許可基準等要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(適用)

- 1 この要綱は令和4年9月1日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日前から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の一般廃棄物処理業許可基準等要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(適用)

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日前から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の一般廃棄物処理業許可基準等要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(適用)

- 1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、なお従前の例によることとする。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の一般廃棄物処理業許可基準等要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年1月9日から施行する。

附 則

(適用)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の一般廃棄物処理業許可基準等要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

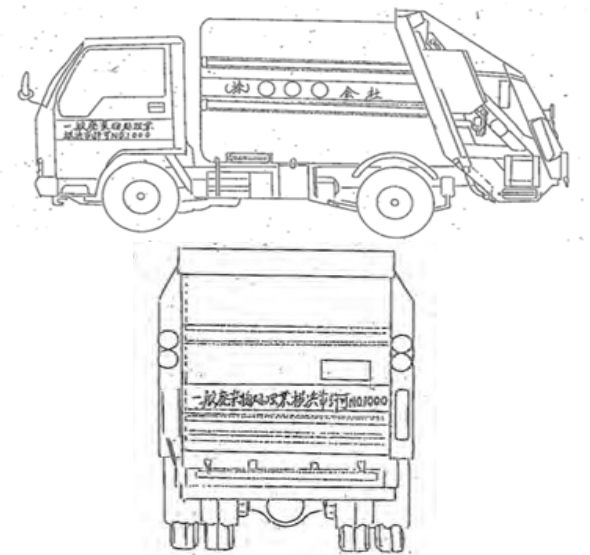
この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

車両表示仕様書

- 1 運搬車両の色は、次の色を除いたものとする。
- (1) 本市が保有する収集運搬車両の類似色（ラッピングカーを除く。）
 - (2) 周辺自治体※が指定する収集運搬車両の類似色
- ※周辺自治体とは、東京都 23 区及び本市に隣接する自治体を指す。
- (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡を使用するもの及びこれらに類するもの。
- 2 運搬車両については、その旨の表示を行うものとし、表示方法については、次のとおりとする。
- (1) 車体外側の両側ドア部、両側面及び後部の中央部等の見やすい位置に白色の帯を表示すること。ただし、運搬車両の色が白色系統の場合に限り、文字と同じ色の境界線を表示すること。
 - (2) 帯の幅は大型車で 20cm、中・小型車で 15cm とし、車体に直接塗装すること。
 - (3) 帯に表示する内容は、次のとおりとし、車体に直接塗装すること。
- ア ドア部（2 段書き）
- 『一般廃棄物処理業
横浜市許可No.〇〇〇〇〇』
- イ 側部
- 業者名を表示（例：『(株)〇〇商事』）
- ウ 後部
- 『一般廃棄物処理業 横浜市許可No.〇〇〇〇〇』
- エ 文字の色は濃紺とし、字体は丸ゴシックとする。
- オ 文字の大きさ及び配置は、次のとおりとする。

	大型車		中・小型車	
	大きさ	配置	大きさ	配置
ドア部	縦 7 cm 横 6 cm	上中下各 2 cm 開け、 横はバランスよく。	縦 6 cm 横 5 cm	上中下各 1 cm 開け、 横はバランスよく。
側部・ 後部	縦 14cm 横 12cm	上中下各 3 cm 開け、 横はバランスよく。	縦 9 cm 横 7 cm	上中下各 3 cm 開け、 横はバランスよく。

【塵芥車】



【軽貨物自動車】



(4) 兼用車両にて一般廃棄物と(特別管理)産業廃棄物を別架装等に合積みする際は、(3)の内容と重ならない位置に、(特別管理)産業廃棄物を収集運搬する旨の表示を行うこと。

3 第三者に関する車体利用広告及びこれに類する運搬車両の識別を阻害する表示は禁止とする。

4 本市処理施設へ搬入することがない車両及び機械車両を用いた車道清掃に限定して、本市処理施設に一般廃棄物を搬入する車両については、次のとおりとする。

(1) 運搬車両の色については、1(2)の規定は適用しない。

(2) 表示は車体外側の両側ドア部に行う。(※マグネットでの表示可)

(3) 文字の大きさ、配置及び表示の内容については、2に従うものとする。

(4) 横浜市内で収集運搬を行う場合は、市民からの誤解を招かないよう他都市一般廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車両である旨の表示は行わないものとする。

横浜市一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）

許可事務運用基準

この基準は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の許可を受けた事業者のうち、「浄化槽法第 35 条第 1 項」又は「浄化槽法附則抄第 5 条第 1 項」に規定する許可業者が規則第 23 条に規定する施設（以下、「使用車両」という。）について、事業活動に伴い使用車両数若しくは処理能力（最大積載量）と作業実績量に差異を生じる等、第 8 条第 1 項の許可申請事項変更申出書が提出された場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものである。

1 趣旨

市長は、許可申請事項変更申出書が提出されたときには、当該基準により審査し、承認の可否を決定するものとする。

2 基準について

（1）基準日について

変更前の基準日は、浄化槽清掃業許可日とする。ただし、浄化槽法附則抄第 5 条第 1 項に規定する許可業者においては、令和 7 年 4 月 1 日とする。

（2）基準値について

各使用車両の処理能力（最大積載量）の合計値を基準値とする。変更前の基準値は、浄化槽清掃業許可申請書に添付された各使用車両の処理能力（最大積載量）の合計値とする。ただし、浄化槽法附則抄第 5 条第 1 項に規定する許可業者においては、令和 7 年 4 月 1 日に既に提出されている、一般廃棄物収集運搬業許可申請書に添付した各使用車両の処理能力（最大積載量）の合計値とする。

（3）基準の変更について

基準値を減少する場合に限り、許可申請事項変更申出書の変更日を基準日に変更し、基準値を許可申請事項変更申出書の変更後の基準値に変更する。

3 審査基準

使用車両数若しくは処理能力（最大積載量）の増大の可否の審査基準は、次のとおりとし、各号の内容を満たすとき承認する。ただし、新たに導入しようとする使用車両の仕様が変更されており、現在使用している使用車両の仕様と一致しない場合に限り、第 1 号及び第 2 号を満たすとき承認する。

（1）規則第 21 条第 1 項の申請書に記載した基準値に係る変更であって、当該変更によって基準値が 10%を超えて増大するものに至ってはならないものとする。

(2) 使用車両の自動車検査証記録事項に記載のある最大積載量の合計が、増車・増大後に 15,000kg 以下であること。

(3) 次の算式で求めた使用車両の回転数が2以上であること。

$$\frac{\text{申請前の6月間の搬入汚泥量合計}}{\text{保有車両積載量合計} \times 24 \times 6} \geq 2$$

(4) 増車する使用車両の積載量は次の式で求めた回転数が1.5以上となるものとする。

$$\frac{\text{申請前の6月間の搬入汚泥量合計}}{(\text{保有車両積載量合計} + \text{増車若しくは増大する積載量}) \times 24 \times 6} \geq 1.5$$

(5) 遊休車両がないこと。遊休車両とは申請前6月間において延べ搬入回数が60回以下、若しくはまったく稼働していない期間が2月以上である車両をいう。

4 使用車両変更による施設・器材等の基準

横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の基準を満たすこと。

5 本基準は、昭和47年10月9日、本市と当時の本市浄化槽清掃業の許可を有する事業者の業界との合意内容の趣旨を鑑みた基準である。

事業計画書
（総括表）

許可番号	
------	--

横浜市長

業者名	
-----	--

排出事業所		廃棄物の種類	処理料金 （円／月）	搬入量（トン／月）				収集間隔
事業所数	契約方法内訳			焼却	埋立	その他	合計	
合 計 0 箇所	月 極 0 箇所							
	出 来 高 0 箇所							
	指 定 袋 0 箇所							
	そ の 他 0 箇所							

資源化等

品 目	搬入量（トン／月）	搬入先
	0.000	
	0.000	
	0.000	
	0.000	
	0.000	

事業計画書
(個別表)

許可番号	

横浜市長

業者名	
-----	--

[illegible]

※ 資源化等の品目が複数ある場合は、適宜列を増やしてください。

事業計画書（浄化槽汚泥等）

汚泥の処理（搬入先等）：

清掃場所	清掃予定浄化槽等基数 （基）	清掃予定汚泥量 （キロリットル）
鶴見区		
神奈川区		
西区		
中区		
南区		
港南区		
保土ヶ谷区		
旭区		
磯子区		
金沢区		
港北区		
緑区		
青葉区		
都筑区		
戸塚区		
栄区		
泉区		
瀬谷区		
計		
<内訳>	浄化槽汚泥：	
	ビルピット汚泥：	
	ディスポーザ汚泥：	

誓 約 書

年 月 日

横 浜 市 長

住 所（所在地） _____

名 称 _____

（法人にあっては、名称、代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでに
該当していないことを確認のうえ誓約します。

役職者氏名（ふりがな）	役 職 名	住所

（注）役職者には代表者、監査役、業務執行に際し一定の支配力を有するものを
含む。

事業開始資金調書

年 月 日現在

許可 No.（ ）

業者名（ ）

I 資金総額（ ）千円

【内訳】

種 別	金 額
（1）自己資金	千円
（2）借入金	千円
（3）株式発行	千円
（4）社債発行	千円
（5）	
（6）	
（7）	
合 計	千円

資 産 等 調 書

Ⅰ 資産の部

（Ⅰ）固定資産

項 目	所 有 (評価額・購入額)	非 所 有 (月支払額)
土 地	千円	千円
建 物	千円	千円
車 両	千円	千円
機 械・装 置	千円	千円
	千円	千円
	千円	千円
合 計	千円	千円

（Ⅱ）流動資産

項 目	金 額
現金・預貯金	千円
手 形	千円
有 価 証 券	千円
未 収 金	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 負債の部

項 目	金 額
借 入 金	千円
未 払 金	千円
	千円
	千円
合 計	千円

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所

氏名

従 業 員 名 簿

月 日現在許可 No.（ ） 業者名（ ）

No.	氏名（雇入年月日）	職種	資格・免許等	備考
	(. .)			
	(. .)			
	(. .)			
	(. .)			
	(. .)			
	(. .)			
	(. .)			
	(. .)			
	(. .)			
	(. .)			
	(. .)			
	(. .)			
	(. .)			
	(. .)			
	(. .)			
	(. .)			
	(. .)			

（注） 従業員のうち、当該業務に従事する者（事務担当者を含む。）を記入すること。

事務所一覽

月 日現在許可No. () 業者名 ()

[illegible]

事務所の概要及び案内図

【 か所目／ か所中】許可 No. () 業者名 ()

所在地	〒 ()	電話	()
		責任者名	
機能		面積	m ²
		所有権	☐ 有 ・ ☐ 無
案内図			

業 務 経 歴 書

月 日現在許可 No. () 業者名 ()

現在の主たる 業務内容			
1	横浜市 一般廃棄物収集運搬業	許可番号: 初回許可取得: 年 月 日	
2	横浜市 一般廃棄物処分業	許可番号: 初回許可取得: 年 月 日	
3	横浜市 浄化槽清掃業	許可番号: 初回許可取得: 年 月 日	
4	横浜市 産業廃棄物収集運搬業	許可番号: 初回許可取得: 年 月 日	
5	横浜市特別管理産業廃棄物 収集運搬業	許可番号: 初回許可取得: 年 月 日	
6	横浜市 産業廃棄物処分業	許可番号: 初回許可取得: 年 月 日	
7	横浜市特別管理産業廃棄物 処分業	許可番号: 初回許可取得: 年 月 日	
8	神奈川県廃棄物再生事業者	登録番号: 登録時期: 年 月 日 再生に係る事業内容	
9	他自治体の一般廃棄物 処理業許可取得状況 (自治体名を記入)		

(注 1) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理業を業務としている場合は、
収集運搬業・処分業の別に許可を受けている自治体名、許可番号及び初
回取得年月日を記載した別紙を添付してください。

(注 2) 上記の 1 ～ 9 の許可を受けている場合は、現許可証の写しを添付して
ください。

業 務 經 歷 書 (別 紙)

月 日現在許可No. () 業者名 ()

[illegible]

資 源 化 計 画 書

月 日現在許可 No. () 業者名 ()

品目		収集量 (ト/年)	搬入先	分別収集 の方法	整備する 帳簿・書類等	備考
古 紙	段ボール		住所 施設(業者)名		・ ・ ・	
	新聞紙		住所 施設(業者)名		・ ・ ・	
	雑誌		住所 施設(業者)名		・ ・ ・	
	OA紙		住所 施設(業者)名		・ ・ ・	
			住所 施設(業者)名		・ ・ ・	
生ごみ			住所 施設(業者)名		・ ・ ・	
木くず			住所 施設(業者)名		・ ・ ・	
			住所 施設(業者)名		・ ・ ・	
			住所 施設(業者)名		・ ・ ・	
			住所 施設(業者)名		・ ・ ・	

様式 10 の 1 (第 6 条)

車庫等一覽

月 日現在許可No. () 業者名 ()

[illegible]

車庫等の概要、案内図及び配置図

【 か所目／ か所中】許可No.（ ）業者名（ ）

所在地		面 積	m ²
		所有権	☐ 有 ・ ☐ 無

案内図及び配置図

運搬車両等一覧

【 枚目／ 枚中】許可No.（ ）業者名（ ）

No.	車両番号	所有者名	車体の形状	最大積載量	有効期間満了日	車庫等	備考
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			

月 日現在

（注）「車庫等」欄には様式 10 の 1 の番号を記入すること。

処理施設の案内図及び配置図

【 か所目／ か所中】許可 No.（ ）業者名（ ）

所在地		電 話	（ ）
		面 積	m ²
		所有権	☐ 有 ・ ☐ 無

案内図及び配置図

月 日現在

許可申請事項変更申出書

年 月 日
許可番号（ ）

横浜市長

住 所

氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電 話 （ ）

年 月 日 横浜市 指令第 号で許可を受けました
について、次のとおり変更したいので、一般廃棄物処理業許可基準
等要綱第8条第1項の規定により申し出ます。

変 更 内 容	事 項	新	旧
	基準日 年 月 日	基準値	基準値
変更予定 年月日	年 月 日		
変 更 理 由			

申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類を添付すること。

許可申請事項変更届出書

年 月 日
許可番号（ ）

横 浜 市 長

住 所

氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電 話 （ ）

令和 年 月 日 横浜市 指令第 号で許可を受けました
について、次のとおり変更しましたので、一般廃棄物処理業許可基準等要綱第8条第2項の規定により届け出ます。

変 更 内 容	事 項	新	旧
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 理 由			

申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類を添付すること。

様式 15 (第 9 条第 1 項)

一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物処分業 許可証

住 所

氏 名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
とを証する。

第 7 条第 1 項
第 7 条第 6 項

の許可を受けた者であるこ

横浜市長

印

許可の年月日
許可の有効年月日

年 月 日
年 月 日

1 許可番号

第 号

2 事業の範囲

3 許可の条件

4 処理施設等の所在地

5 処理施設の種類及び処理能力

6 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 年 月 日

変更許可年月日 年 月 日

再交付年月日 年 月 日

年 月 日

変 更 承 認 書

住 所

氏 名 様

横浜市長



年 月 日に申出のありました許可申請事項の変更申請については、一般廃棄物処理業許可基準等要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり承認します。

変 更 内 容	事 項	新	旧
	最大積載量の合計	kg	kg
変 更 年 月 日	年 月 日		
基 準 値	kg (基準日： 年 月 日)		
備 考			

年 月 日

変 更 不 承 認 通 知 書

住 所

氏 名 様

横浜市長



年 月 日に申出のありました許可申請事項の変更申請については、次の理由により不承認としましたので、一般廃棄物処理業許可基準等要綱第 9 条の規定により通知します。

不 承 認 と し た 理 由	
--------------------------------------	--

事業廃止届出書

年 月 日
横 浜 市 長

住 所

氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電 話 （ ）

年 月 日 横浜市 指令第 号で許可を受けました
業を廃止しましたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第28条第1項及び一般廃棄物処理業許可基準等要綱第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	第 号
廃止した 取扱廃棄物の種別	
収集、運搬及び処分の別	
営 業 の 区 域	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 し た 理 由	
そ の 他	

次の書類を添付してください。（2及び3は収集運搬業の場合）

- 1 許可証
- 2 運搬車両の車両確認証
- 3 運搬車両の抹消登録証明書の写し又は許可表示を消去した車両の写真等
- 4 その他資源循環局長が必要と認める書類等

事業休止届出書

横 浜 市 長

年 月 日

住 所

氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電 話 （ ）

年 月 日 横浜市 指令第 号で許可を受けました
業を休止しましたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第28条第2項及び一般廃棄物処理業許可基準等要綱第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	第 号
休止した 取扱廃棄物の種別	
収集、運搬及び処分の別	
営 業 の 区 域	
休 止 年 月 日	年 月 日
休 止 し た 理 由	
そ の 他	

次の書類を添付してください。

- 1 許可証
- 2 許可表示を消去した運搬車両の写真等（収集運搬業の場合）
- 3 その他資源循環局長が必要と認める書類等

事業実績総括報告書

年 月

許可番号

横浜市長

業者名

年 月 分の事業実績を、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第3Ⅰ条第Ⅰ項及び一般廃棄物処理業許可基準等要綱第Ⅰ2条第Ⅰ項の規定により、次のとおり報告します。

処分

排出事業所		廃棄物の種類	処理料金 (円／月)	搬入量（＋／月）				収集間隔
事業所数	内訳			焼却	埋立	その他	合計	
合 計 0 箇所	継 続 0 箇所 新 規 0 箇所 臨 時 0 箇所 中 止 0 箇所							

資源化等

品目	搬入量（＋／月）	搬入先
	0.000	
	0.000	
	0.000	
	0.000	
	0.000	

(年 月 分)

許可番号	

横浜市長

業者名	
-----	--

年 月 分の事業実績を、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第31条第2項及び一般廃棄物処理業許可基準等要綱第12条第2項の規定により、次のとおり報告します。

[illegible]

※ 資源化等の品目が複数ある場合は、適宜列を増やしてください。

欠格要件に係る届出書

横 浜 市 長

年 月 日

住 所

氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電 話 （ ）

年 月 日 横浜市 指令第 号で許可を
受けました 業について次のとおり欠格要件に該当すること
となったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2 第4項
第5項 の
規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
該 当 す る に 至 っ た 欠 格 要 件	
欠格要件に該当する に至った具体的事由	
欠格要件に該当する に至った年月日	年 月 日